

年度	答申内容	取組結果	市民参加条例該当
平成27年度	情報公開場所の3原則 —情報公開コーナー・市ホームページ・図書館での情報共有—	・情報公開については、市HP、図書館の3か所の公開を決定し、各職員に実行するよう文書担当課と調整を取りつつ通知を行った。	第4条
	市民参加への積極的な取組みと適切な手法の選択 —市民参加条例の趣旨を踏まえた市民参加の手法と必要な情報の提供—	・職員を対象とした市民参加に対する研修を開催し、市民参加条例の必要性や、参加の手法について周知啓発を行った。	第4条
	市民参加をさらに進めるための新たな評価方法の検討 —市民と行政の協働を目的とした相互理解のための聞き取り調査の試行実施—	・平成28年度より市民参加対象事業を行った事業担当課に対し、調査票だけでは把握できない疑問点をヒアリングすることで、適切な市民参加の評価を行うことができた。	第4条 第25条
平成26年度	市民目線の情報提供 —情報公開コーナーや図書館の公開方法の改善—	・情報公開コーナーにおける会議録の冊子に中表紙を差し込むことで、冊子内に審議会が複数ある場合の目安をつけることができた。 ・図書館に会議録を閲覧できるコーナーを設置し、情報公開コーナーや、市HPとともに市民が気軽に審議会の会議録等を確認できる環境づくりを行った。 ・HPのリニューアルを行い、カテゴリーの場合分けや、委員の募集を一目で見ることができるよう情報提供の方法を工夫した。	第4条 第9条
	公募委員の応募増加対策 —無作為抽出による招待生市民参加の推進—	・無作為抽出における公募委員候補者登録制度を平成28年度より施行実施し、6つの審議会に7名の方を選出することができ、より広い層からの市民参加を行った。	第11条
	新たな評価方法と今後の発展 —市民参加条例の改正—	・総合的評価の評価の水準と基準についてより現状に求められるものに更新し、総合的評価をより市民参加条例の求める内容からの評価に近づけるようにした。	第25条
平成25年度	評価基準の見直し	・総合的評価の評価の水準と基準についてより現状に求められるものに更新し、総合的評価をより市民参加条例の求める内容からの評価に近づけた。	第25条
	老若男女・多様な市民の参加に向けた無作為抽出による公募市民の市民参加の本格導入に向けて	・無作為抽出における公募委員候補者登録制度を平成28年度より施行実施し、6つの審議会に7名の方を選出することができ、より広い層からの市民参加を行った。	第11条
	市民参加条例の見直しについて	・市民参加条例の見直しに関して第4期委員の審議の中で検討を行うこととした。	第25条
平成24年度	条例で公表が義務付けられた事項の順守	・市長より職員に対し、市民参加条例の順守を実施を通達した。 ・市民参加条例の職員研修を実施し、答申内容や市民参加条例について周知・啓発を行った。	第4条、第9条 第12条、第13条 第15条、 第17条第3項 第19条、第20条 第22条
	市民参加条例の実施状況の評価区分の見直し	・市民参加推進会議の評価の質の違いを明確にするため、評価の区分を「良好」、「改善する」、「見直す」の3区分から、「良好」、「妥当」、「要改善」、「不良」の4つの区分に変更した。	第25条
	住民投票条例の研究と審議会委員構成の調査	・市民参加推進会議にて審議会の委員構成を調査し報告を行った。(平成24年度) ・審議会にて一時保育の導入を行い、参加の少ない女性に配慮し、審議会の構成委員の偏りをなくす取り組みを行った。	第23条
	市民討議会と無作為抽出された市民による市民参加の研究	・平成25年度に検討した結果、市民討議会を採用し、実施することは難しいとの結論を出した。	第24条
平成23年度	広報しろい・ホームページの活用した情報提供の方法について	・市の施策を市民に対して情報提供する際の情報提供施策の推進に関する基本方針を策定した。(総務課) ・HPのリニューアルを行い、カテゴリーの場合分けや、委員の募集を一目で見ることができるよう情報提供の方法を工夫した。 ・広報しろいに記事を掲載する際に、市民参加に関する内容については記事を一元化した。	第4条 第9条
	「市民討議会」などの市民参加方法の研究	・住民基本台帳の無作為抽出で選出された市民が市民判人となる事業仕分けを実施した。 ・平成25年度に検討した結果、市民討議会を採用し、実施することは難しいとの結論を出した。 ・無作為抽出における公募委員候補者登録制度を平成28年度より施行実施し、6つの審議会に7名の方を選出することができ、より広い層からの市民参加を行った。	第11条 第23条
	・行政用語の言い直しについて	・広報や市HPなど市民にお知らせする際にパブリックコメントの表記に(意見公募)と併記することでパブリックコメントがどのようなものであるか市民に分かりやすくなった。	第4条 第9条